

住宅等安心安全推進事業のご案内

笠間市では、市民の皆様の安心安全を推進するため、防犯用品や防犯設備、地震対策として感震ブレーカーの購入や設置費用の一部を補助します。ぜひご検討ください。

(予算がなくなり次第終了)

補 助 対 象 者	補 助 額
①自ら居住する既存住宅 ・世帯主（市内に住所を有する方） ※市税を完納していること ②地域の集会施設 （感震ブレーカーを除く） ・集会施設を管理する方	対象費用の50% （防犯設備：上限10万円） （感震ブレーカー：上限5万円） 例：対象品支払い総額 87,654円 → 補助金額 43,800円 （100円未満切り捨て）

補 助 要 件	補 助 対 象 期 間
①市内販売店及び工事店から対象設備等を購入・設置施工したもの ②下記補助対象品総額 <u>10,000円以上</u> 支払ったもの	令和8年4月1日から 令和8年12月11日までに 購入及び設置並びに支払いが完了しているもの

補 助 対 象 設 備	
玄関	防犯機能付きドアへの改修、ドアホン（録画機能付）
窓	面格子、防犯ガラス
屋外（敷地内）	防犯カメラ（録画機能付き）、防犯センサー付きライト
その他	防犯機能付き電話機、感震ブレーカー

申 請 期 間
令和8年7月1日（水）から令和8年12月11日（金）まで
※期間中でも予算額に達した時点で、受付終了となります。
予算残額は、笠間市ホームページにおいて随時掲載いたします。

問い合わせ先	笠間市役所 総務部 危機管理課 電話：0296-77-1101（内線134・246） 0299-37-6611（岩間地域）
--------	---



※裏面も必ずご覧ください。

申請の流れ

- ① 令和8年12月11日(金)までに申請書類一式を提出
↓
- ② 申請書類審査 ⇒ 補助金額を決定
↓
- ③ 補助金交付決定(却下)通知 ⇒ 補助金を指定口座へ振込(完了)

申請に必要な書類

(1) 笠間市住宅等安心安全推進事業補助金申請書兼請求書

※振込先通帳のコピー添付(名義・番号の確認できるもの)

(2) 補助対象経費に係る領収書又はレシート(原本)

※クレジットカード利用者は利用明細書等、商品名、価格、購入年月日が確認できるもの

※品名で判断できないものはカタログ等の提出を求めます。

(3) 設置完了写真(施工完了写真)

※申請書は下記窓口またはホームページから取得してください。

提出先窓口

本所：危機管理課 笠間支所：地域課 岩間支所：地域課

【注意事項】

賃貸住宅に対象設備(感震ブレイカーは対象外)を設置する方は必ず所有者に同意を得てください。※同意書(任意様式)を提出してください。

防犯機能付きドア：2ロック、ディンプルキー、セキュリティサムターン、防犯ガラス、スマートエントリーシステム等が施されているもの

防犯カメラ等に必要な記録媒体は、本申請において本体を設置したものに限り1台につき1個まで対象となります。

※電池などの消耗品は1回限り必要個数分のみ対象となります。

製品の保証費用は、対象外です。

新築により設置した場合は、対象となりません。

職員が設置状況等の確認のために現地調査を行う場合があります。

偽り、その他不正な手段により交付金を受けた場合は全部又は一部を取り消し、返還命令書により返還請求いたします。

※予算額に達した時点で、受付終了となります。